

# 県営住宅 定期募集のご案内

## 令和2年度 第2回

●受付期間 令和2年8月24日(月)～8月28日(金)期間内消印有効

### ◆申込資格

次の1から4の全ての要件を満たしていることが必要となります。

1. 同居親族がいること。

※単身の方は単身入居可能アパートへのみお申し込みできます。

世帯向けアパートにはお申し込みできませんのでご注意ください。

2. 県営住宅条例で定める収入基準に適合していること。

3. 現に住宅に困窮していること。

※原則として、持ち家のある方、公営住宅にお住まいの方はお申し込みできません。

特別な事情がある方は、ご相談ください。

4. 申込世帯に暴力団員がいないこと。

### ◆申込方法

郵送にてお申し込みください。

別紙県営住宅入居申込案内書3・4ページに記載されている必要書類を揃えて、

上記受付期間内に下記(一財)岩手県建築住宅センターまでご郵送ください。

期間内の消印のあるものが有効となります。

### ◆申込にあたってのご注意

当案内書及び県営住宅入居申込案内書をご覧いただき、申込資格・条件などを

よくご確認のうえお申し込みください。

申込アパートについては、当案内書9・10ページに記載されている定期募集アパート

一覧から一つだけお選びください。

書類提出後の申込アパートの変更はできません。

## (一財)岩手県建築住宅センター

〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号 アイーナ2階

TEL:019-623-4414 フリーダイヤル:0120-208-201

# 申込から入居までの流れ

## 1. 申込

令和2年8月24日(月)～8月28日(金) 期間内消印有効

- ・期間を守ってお申し込みください。期間外のものを受け付けることができませんのでご注意ください。
- ・別紙県営住宅入居申込案内書3・4ページに記載されている申込必要書類を揃えて(一財)岩手県建築住宅センターまでご郵送ください。
- ・確認事項や書類に不足があった場合、建築住宅センター(019-623-4414・4415)から連絡が入りますので、日中に連絡が可能な電話番号を必ずご記入ください。

## 2. 申込資格等の審査

- ・申込書類に不備がある場合は受け付けることができませんのでご注意ください。

## 3. 抽選番号の通知

令和2年9月3日(木) 発送予定

**抽選会前日までに抽選券が届かないときは、  
(一財)岩手県建築住宅センターへお問い合わせください。**

※事情により申込住所以外への送付をご希望される方は、事前にご連絡ください。

## 4. 抽選会

令和2年9月10日(木) 午前9時30分～

アイーナ6階 602会議室

- ・抽選会は上記日時・場所にて公開抽選で行います。詳しくは当案内書3～5ページをご覧ください。
- ・抽選会の参加・不参加による抽選結果への影響は一切ございません。
- ・抽選結果については抽選会当日午後1時30分より1週間、(一財)岩手県建築住宅センター窓口およびホームページに掲示、掲載いたします。

## 5. 抽選結果の通知

令和2年9月15日(火) 発送予定

- ・お申し込みいただいた方全員に通知いたします。

## 6. 入居の許可・説明会

令和2年9月23日(水)～9月25日(金) 予定

- ・当選された方へ抽選結果の通知と一緒にご案内いたします。
- ・**地区ごとに日時、場所をご案内いたします。**

## 7. 鍵の交付・入居

令和2年9月下旬の入居手続き終了後

- ・日時、場所については説明会時にご案内いたします。

# 県営住宅定期募集にお申し込みされる皆様へ

## 1. 申込方法

- ・郵送でお申し込みください。
- ・当案内書及び県営住宅入居申込案内書をご覧いただき、申込資格・条件などをよくご確認のうえお申し込みください。
- ・県営住宅入居申込案内書3・4ページに記載されている必要書類を揃えてお申し込みください。
- ・申込書類に不備がある場合は受け付けることができませんので、ご不明な点は必ず(一財)岩手県建築住宅センターまでお問い合わせください。
- ・受付期間内の消印のあるものが有効となります。期間外のものを受け付けることができません。

## 2. 申込にあたっての注意事項

- ・申込後に申込アパートを変更することはできません。
- ・申込は1世帯1戸に限ります。同一人や同一世帯での複数申込は全ての申込が無効となります。
- ・世帯を不自然に分離、または合併されての申込は無効となります。
- ・複数戸募集している区分については部屋の指定はできません。
- ・单身の方は単身入居可能アパートへのみお申し込みいただけます。それ以外のアパートへの申込は無効となります。
- ・申込書類の内容により申込資格要件に該当しないことが明らかな場合、及び申込書類に不備がある場合は抽選券を発行せずに申込書類をご返送いたします。
- ・県営住宅へ入居された場合は他の公営住宅への転居はできません。被災された方は災害公営住宅への入居もできなくなります。

## 3. 抽選会について

- ・抽選は公開抽選で抽選機により行います。
- ・申込者(審査合格者)が募集戸数を上回った募集区分(アパート、間取り、階数)について、その区分ごとに当選者(入居予定者)、及び補欠当選者を決定いたします。

※抽選会の参加・不参加による抽選結果への影響は一切ございません。

### (1)抽選方法

募集区分ごとに抽選券の抽選番号と同じ番号が書かれた抽選玉を抽選機に入れ、代表者の方に抽選機を回していただきます。(代表者については参加していただいた方の中から当日選ばせていただきます。)

出た抽選玉の番号と同じ抽選番号の方が当選者となり、当選者決定後もう一度抽選機を回していただき、補欠当選者を決定いたします。

### (2)抽選結果

抽選結果については抽選会当日午後1時30分より1週間(一財)岩手県建築住宅センター窓口およびホームページに掲示、掲載いたします。

後日、当選者へは当選通知を、補欠当選者へは補欠当選通知をご郵送いたします。落選者へは落選通知とあわせて申込書類をご返却いたします。

### (3)補欠当選者について

当選者に入居辞退などがあった場合は繰り上げ当選となります。

補欠当選の権利はその募集回に限り有効で、かつ当選者が入居した時点で無効となります。

## 4. 優先入居枠について

- ・定期募集アパート一覧の募集戸数( )内に記載されている戸数を、下記①～⑧に該当する世帯に優先的に割り当てる「優先枠」に設定いたします。
- ・さらに(○)内に記載されている戸数については、下記②及び③に該当する世帯を特に優先し、対象の方には抽選玉を2個付与して抽選を行います。
- ・優先枠該当申込者が優先枠対象募集戸数を上回った場合は、まず優先枠該当申込者のみで優先枠対象住戸の当選者を決定し、その落選者は残った同一募集区分の住戸について再度抽選に参加する権利が与えられます。

※募集戸数によって優先入居枠設定のない募集回もあります。

### ①母子・父子世帯

- ・20歳未満の子と、その子を扶養する寡婦(夫)のみで構成される世帯

### ②障がい者世帯

- ・身体障害者手帳の交付を受け、4級以上の障害のある方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受け2級以上の障害のある方
- ・障害の程度欄が「A」又は「B」の療育手帳の交付を受けている方

### ③高齢者世帯

- ・60歳以上の方のみで構成される世帯(ただし、60歳未満の配偶者又は18歳未満の方を含んでもよい)

### ④引揚者

### ⑤北朝鮮拉致被害者等

### ⑥DV被害者

- ・配偶者からの暴力を理由として婦人相談所に一時保護された又はされている被害者及び母子生活支援施設の入所・退所者並びに裁判所から保護命令を受けている配偶者から暴力を受けた被害者

### ⑦犯罪被害者等

- ・犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等により収入が減少した被害者等又は現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより現在の住宅に居住し続けることが困難となったことが客観的に証明される者

### ⑧ストーカー行為被害者

- ・ストーカー規制法第2条第3項に定めるストーカー行為の被害等により現在居住している住宅に居住し続けることが困難となった者

### ⑨東京電力原子力事故により被災した者

- ・平成23年3月11日において東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成24年法律第48号)第8条第1項に規定する支援対象地域に居住していた者

### <抽選の例>

- ・「○○アパート 間取り3DK 2階以上 2戸」の募集に、申込者が5名(抽選番号1～5番)
- ・2戸のうち1戸を優先枠として設定(ここでは1-201号室とします)

#### (1)1～5番全員が優先枠に該当しない場合

1～5の玉を入れ3回抽選機を回します。最初に出た番号の方が1-201号室当選、次に出た番号の方が2-302号室当選、最後に出た番号の方が補欠当選となります。

#### (2)抽選番号2、4番の2名が優先枠に該当する場合

先に優先枠設定住戸の1-201号室の抽選をします。2、4の玉を入れ1回抽選機を回し、出た番号の方が1-201号室当選。その後落選した1名と優先枠に該当しない1、3、5の玉を入れ2回抽選機を回します。最初に出た番号の方が2-302号室当選、次に出た番号の方が補欠当選となります。

### 例)抽選結果

○○アパート 3DK	
部屋番号	当選番号
1-201	
2-302	
補欠	

## 5. 入居手続きについて

・抽選会において当選となり入居の許可を受けた方は、鍵を受け取るために下記のお手続きが必要となります。

(1) 敷金を納入していただきます。

敷金は入居許可時に決定した家賃の3か月分の金額となります。

(2) 連帯保証人を1名立てていただきます。

連帯保証人は原則として岩手県内に居住し、独立の生計を営み、かつ入居の許可を受けた世帯と同程度以上の収入のある方でなければなりません。

連帯保証人となる方の所得証明書、印鑑証明書、また入居名義人と連帯保証人になる方との連名による入居請書のご提出が必要となります。

※ 他の都道府県から転入される方や被災等の特別な事情があると認められる方については、県外の方であっても連帯保証人を認める場合がございますので、ご相談ください。

## 6. 入居後の注意事項

・ **県営住宅ではペットの飼育はできません。**

盲導犬、聴導犬、及び介助犬などを除きます。

鳴き声、においの発生、アレルギーの発症など他の入居者への迷惑となります。

・ **許可された区画以外や敷地内通路への迷惑駐車は絶対にしないでください。**

緊急車両の妨げや他の入居者への迷惑となります。

※ 一部アパートを除き、申請により1戸につき1区画(1台)のみ許可されます。2台以上お持ちの方は民間駐車場を借りてください。

※ 一部アパートについては、申請により2台目の駐車場利用が可能な場合があります。

・ **無神経に騒音を発生させること、また生活音に過剰に反応することのないようにしてください。**

県営住宅は住戸が隣接する共同住宅であり、生活音を完全に防ぐ構造にはなっておりません。あらかじめご理解をお願いいたします。

・ **県営住宅内での営業活動はできません。**

障がい者の方で県の許可を得ている場合を除きます。

入居者の皆様のより良い共同生活のために上記ルールやマナーを守り、モラルを持って生活していただくようお願いいたします。

お守りいただけない場合は住宅を明け渡していただくこともございますので、ご了承いただいたうえでお申し込みください。



## 県営住宅入居申込書 記入例

受付番号	抽せん番号	書類審査	実態調査	世帯区分	希望する間取り
※	※	※	※	※一般身体障害者等	※

\_\_\_\_\_ 様

R〇〇年〇〇月〇〇日

この欄については、記入漏れがあると受付が出来ませんので、「定期募集アパート一覧」の中から希望するアパートを1箇所だけ選んで記入してください。

申込者 郵便番号 020-0045  
 住所 盛岡市盛岡駅西通1丁目7番1号  
 氏名 岩手 太郎 印  
 電話番号(携帯可) 090-1234-5678  
 勤務先電話番号 019-623-4414

### 県営住宅入居申込書

次のとおり相違ありませんから、県営住宅の入居を申し込みます。

また、申込者及び同居しようとする親族は暴力団員でなく、このことについて、知事が警察本部に照会することに同意します。

なお、この申込書の内容が事実と相違するときは、入居の許可を取り消されても異議ありません。

入居希望アパートの名称 間取り及び階数(抽選区分)	アパート名	間取り	階数(抽選区分)
	県営 〇〇 アパート	3DK	1階・2階以上

	ふりがな 氏名	続柄	生年月日	年齢	性別	勤務先又は学校名	前年の収入	別居同居の別	障害の有無及び程度
	申込者 及び同居しようとする親族		いわて たろう <b>岩手 太郎</b>	本人	S**. 1. 1	43	男	(株)〇△商事	1,230,000
いわて あきこ <b>岩手 秋子</b>		妻	S**. 1. 2	43	女	なし	0	同居	身体3級
いわて はるお <b>岩手 春男</b>		子	H**. 1. 3	12	男	〇□小学校	0	〃	無
扶養親族であって同居しない者									

該当する番号を1つだけ〇で囲んでください。

住宅困窮事情 (該当数字を〇で囲み、所要事項を記載すること。)	1	住宅以外の建物等又は保安上危険若しくは衛生上有害な住宅に居住している。
	2	他の世帯と同居して著しく不便を受け、又は住宅がないため親族と同居できない。
	3	住宅の規模、間取り又は世帯構成との関係から同居生活に不適當である。
	4	正当な事由による立ち退きの要求を受けている。
	5	遠距離の通勤をしている。(片道所要時間 時間 分)
	6	収入に比して家賃が過大である。(現在の家賃 月額 60,000 円)
	7	婚約中であるが結婚後の住宅がない。
	8	その他〔理由： 〕

その他入居申込者の特殊事情等を記載してください。

備考 ※欄は、記載しないこと。

<p>現在居住している住宅の位置図</p> <p>※住宅困窮事情1に該当する場合に記入して下さい。</p>	<p>現在居住している住宅の間取り図</p> <p>※住宅困窮事情3に該当する場合に記入して下さい。</p>
<p>位置図の要素:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文 ○○小学校</li> <li>〒 ○○郵便局</li> <li>←自宅</li> <li>国道○号</li> <li>至○○</li> </ul>	<p>(居室、台所、便所、浴室、廊下、玄関等の略図を記載してください。)</p> <p>間取り図の要素:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6帖</li> <li>流し台</li> <li>台所</li> <li>浴室</li> <li>脱衣所</li> <li>トイレ</li> <li>4.5帖</li> <li>押し入れ</li> <li>玄関</li> <li>押し入れ</li> </ul>

申込みに当たっての注意事項

- 1 申込みは、1回の公募につき、1世帯1戸限りです。  
入居できないときは、添付書類を返却します。
- 2 次の書類を添付してください。
  - (1) 住民票
  - (2) 同居しようとする親族と申込者との関係及び居住を証する書面（内縁関係の方にあつては住民票の写し、婚約中の方にあつては住民票の写し及び誓約書）
  - (3) 別紙所得証明書（世帯全員分）
  - (4) 住宅困窮事情が立ち退きの要求のみの理由による方にあつては、家主の立退証明書
  - (5) 障害がある方等にあつては、その事実を証明するもの（身体障害者手帳の写し等）
  - (6) 障害のある方が、単身で入居しようとする場合は、単身入居の入居者資格認定のための申立書



# 令和2年度第2回定期募集アパート

一関地区  
(一関市内の県営住宅)

アパート名	所在地	募集区分		募集戸数	家賃	募集する部屋の階数	構造	浴槽	BS共同アンテナ	駐車場
		間取り	階数							
駒下	一関市萩荘	3DK 6/6/6/DK/サ 单身不可	2階以上	3(1)	19,700～31,600～41,700	2階-2戸 3階-1戸	3階建	無	有	1,400円
関が丘第2	一関市関が丘110	3DK 6/6/4.5/DK 单身入居可	2階以上	1	14,400～21,500～28,400	2階-1戸	4階建	有	有	1,400円

関が丘第2アパートは单身でのお申し込みができます。

募集戸数の( )内戸数を「優先枠」に設定します。  
詳しくは当案内書4ページをご覧ください。

駒下アパート3DK・2階以上については、部屋の大きさ・家賃等が若干違いますが、同一のものとして募集します。部屋を指定しての申込はできませんので、あらかじめご了承ください。

## 身体障がい者向けアパート

※身体障がい者向けのアパートです。トイレ浴室及び玄関が広い等生活しやすいようになっています。

アパート名	所在地	募集区分		募集戸数	家賃	募集する部屋の階数	構造	浴槽	BS共同アンテナ	駐車場
		間取り	階数							
駒下	一関市萩荘	2LDK 6/6/LDK/サ 单身不可	—	1	21,400～31,900～42,100	1階-1戸	4階建 エレベータ付	有	有	1,400円

- ・「浴槽」欄の「有」は浴槽がある住宅です。「無」の住宅は入居される方の負担により浴槽・風呂釜・シャワーを設置することとなります。
- ・駐車場は原則1世帯につき1区画だけの利用となります。 駐車場利用料は家賃に含まれておりません。
- ・駐車場の利用区画は、各団地の空き駐車場状況によって、入居する部屋から離れる場合もございます。
- ・家賃以外に共益費(共同施設の電気料・水道料・その他に関する費用)が必要となります。
- ・「BS共同アンテナ」欄が「有」の場合、NHKの視聴契約は衛星契約になります。

### ■間取り欄の説明

数字(例6/6)	和室は畳の枚数、洋室は面積を畳の大きさを割り出し、表したものです。あくまでも目安ですので予めご了承ください。
K	台所(食卓セットを置く余裕がありません。)
DK	台所兼食事室(小さめの食卓セットを置く余裕があります。)
LDK	台所兼食事室兼居室(居室(洋間)と台所兼食事室とを一体化したものです。)
サ	サンルーム(バルコニーの一部をガラス張りとしたものです。)

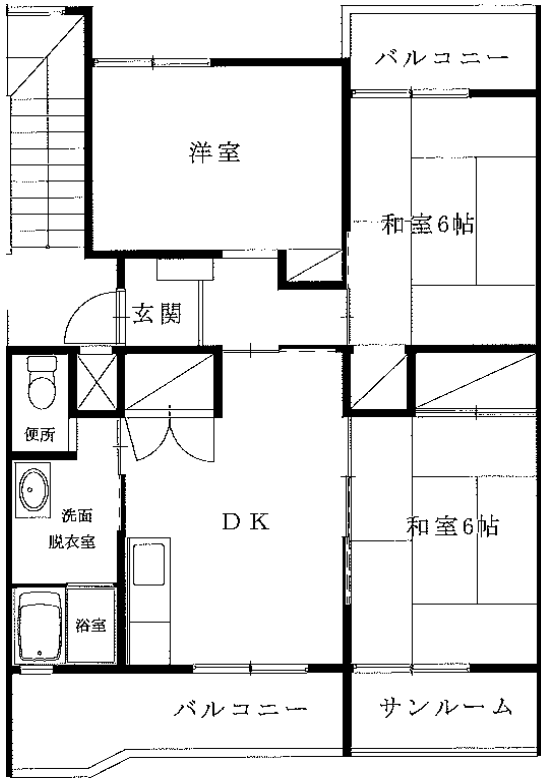
※今回募集の住宅は、あくまでも以前に人が居住していた住宅ですので、新築住宅のような状態ではありません。

### ■家賃額について

- 家賃は、収入に応じて決定されますが、同団地の同タイプでも築年数などにより異なりますので目安としてお考えください。
- 左側の金額は、収入(月額)が10万4千円以下の場合の家賃です。(最低の家賃額です。)
- 中央の金額は、収入(月額)が13万9千円を超え15万8千円以下(※1)の場合の家賃です。
- 右側の金額は、収入(月額)が18万6千円を超え21万4千円以下(※2)の場合の家賃です。  
(※1心身障害者や高齢者世帯以外 ※2心身障害者や高齢者世帯における収入基準額の上限額です。)

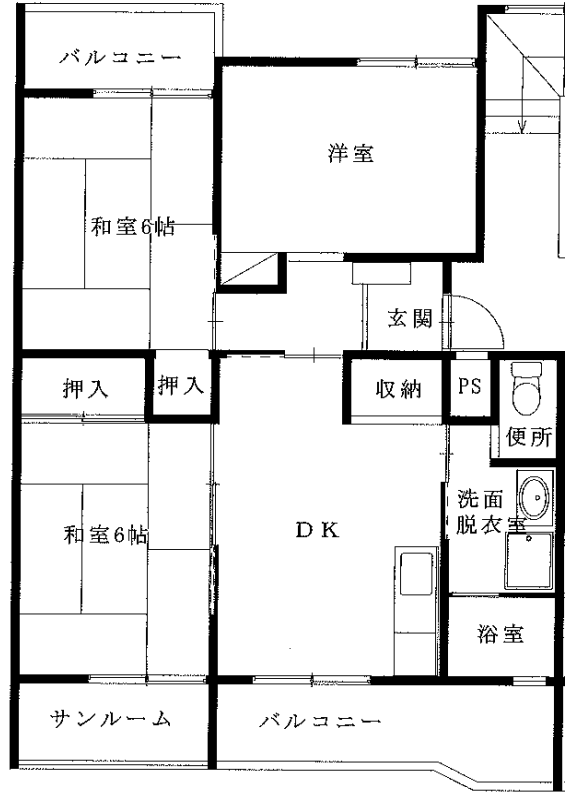
駒下アパート3DK

(1-201・4-301)



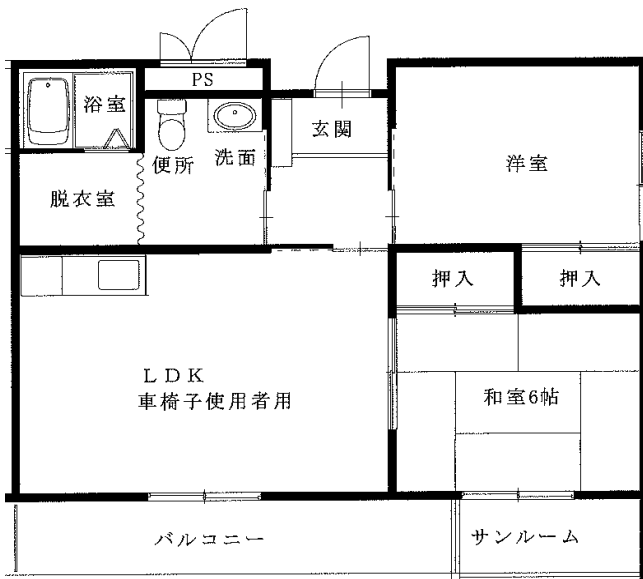
駒下アパート3DK

(2-202)



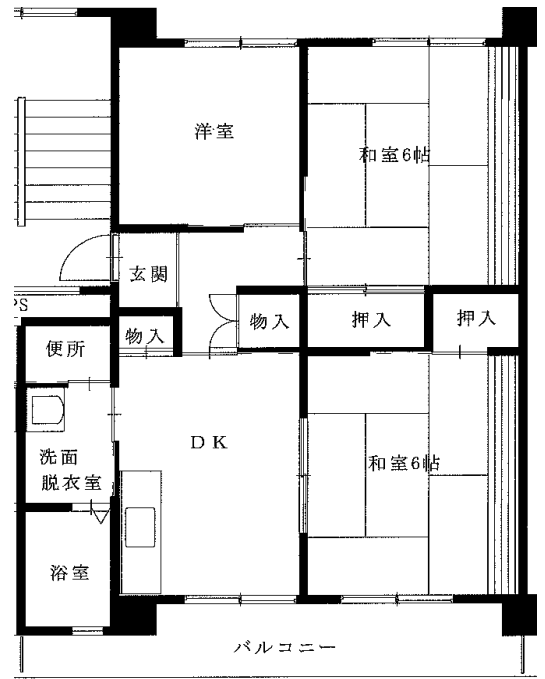
駒下アパート2LDK

(8-101) ※障がい者向け 単身入居可



関が丘第2アパート3DK

(4-424) ※単身入居可



※図面はあくまでイメージです。実際のお部屋とは、広さや形など細部が異なる場合がありますのでご了承ください。